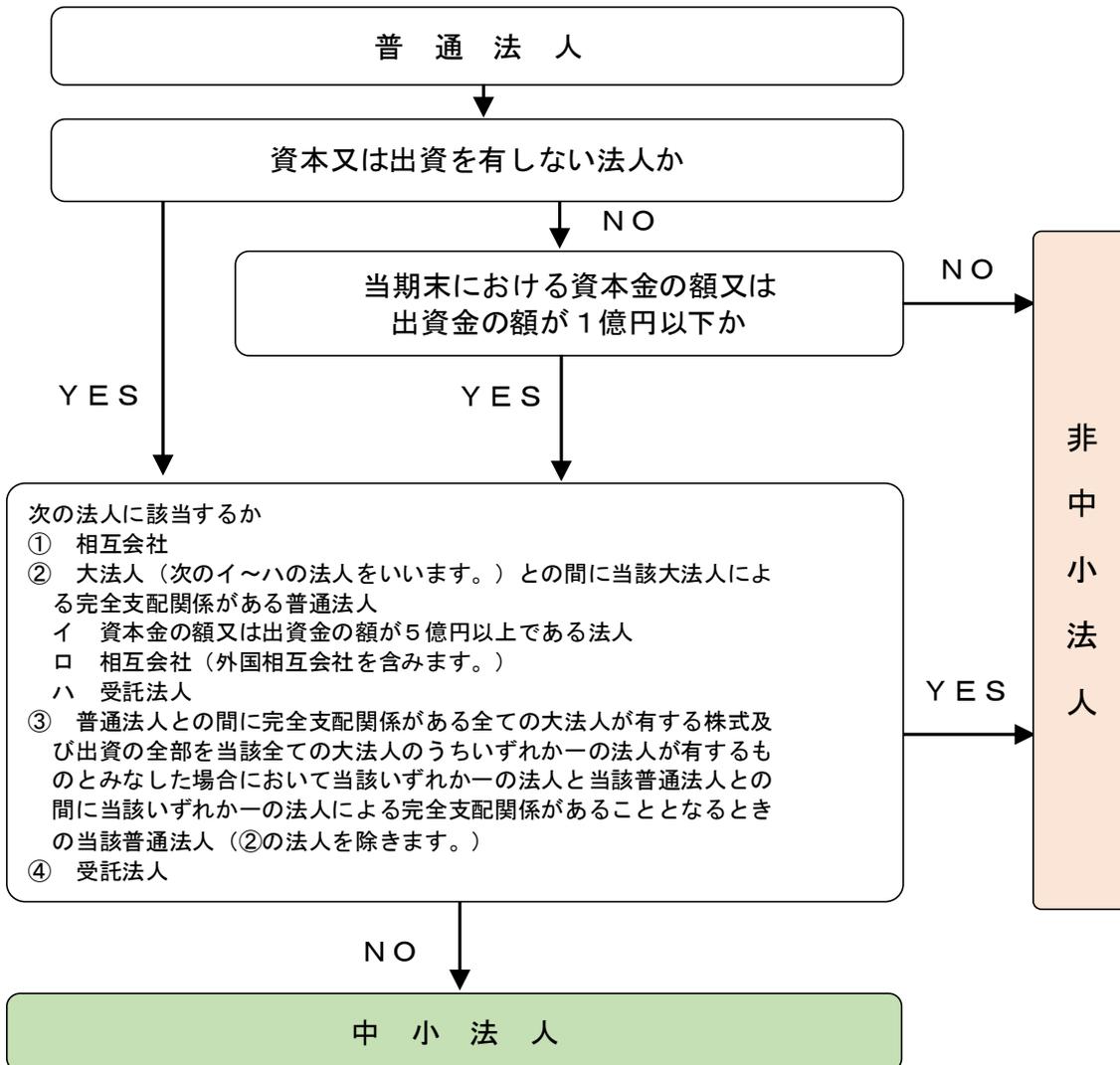


## Ⅶ 中小連結法人の判定等

### (1) 別表一の二における中小法人の判定

#### ① 法人税率の軽減措置

法人税額を計算するに当たり、連結親法人が中小法人等（普通法人のうち中小法人に該当するもの又は協同組合等）に該当する場合には軽減税率が適用されます（法81の12②③⑥）。普通法人である連結親法人が中小法人に該当するかどうかは、次により判定することができます。



#### ② 軽減税率の特例措置

中小法人等である連結親法人（普通法人である連結親法人のうち適用除外事業者に該当するものを除きます。）に対しては軽減税率の特例措置（一定の普通法人である連結親法人の連結所得金額のうち年800万円以下の金額に対する税率：19%→15%、協同組合等又は特定の医療法人である連結親法人の連結所得金額のうち年800万円以下の金額に対する税率：20%→16%）が適用されます（措置法68の8）。適用除外事業者の判定については、116ページを参照してください。